

伊東ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理 事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会 員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 本クラブ会員総数の3分の1。理事の過半数。
5. R I： 国際ロータリー
6. 年 度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、本クラブの会員13名以内により成る理事会とする。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督、副幹事、さらに本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名の理事と直前幹事で構成される。

第3条 選挙と任期

第1節 選挙の1カ月前に、会員は、会長(次々年度)、副会長、幹事、会計、会場監督、副幹事、および4名の理事候補者を立てることができる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。指名委員会を利用することを決定したならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 理事会またはその他の役職に欠員が生じた場合は、残りの理事の決定によって補充するものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合は、残りの理事エレクトの決定によって補充するものとする。

第5節 各役職の任期は、毎年7月1日から6月30日までの1年とする。

第4条 役員の任務

第1節 会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 直前会長。理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 会長エレクト。会長就任に向けて準備し、理事会のメンバーとしての会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。

第4節 副会長。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第5節 幹事。会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第6節 会計。すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求のあるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。なお、会計監査を2名置くこととしその任は会長エレクトと直前会長があたる。また、会計の補佐として副会計を若干名置くことができ、その任は副幹事および理事会が選任したものがあたる。

第7節 会場監督。通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第8節 理事会メンバーは、指定されたその他の任務を務めることがある。

第5条 会 合

第1節 年次総会 12月31日までに本クラブの年次総会を開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行うものとする。

第2節 本クラブの例会は、毎週火曜日12時30分に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員に然るべく通知するものとする。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第6条 入会金と会費

第1節 入会金は20,000円とし、原則として入会承認に先立って納入する。但し、退会した会員と同一企業に属するものの入会の場合は、退会から入会までの期間を問わず徴収しないものとする。

第2節 会費は、RI人頭分担金、「ザ・ロータリアン」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区人頭賦課金、そのほかのロータリーまたは地区の人頭賦課金で構成される。クラブ年会費は、273,000円(ただし一部は、ロータリー財団・米山奨学会への寄付金)とする。会費は、毎年2回7月1日および1月1日に各種積立金等と合わせて納入すべきものとする。また、退会した会員と同一企業に所属する者が前記退会から6ヶ月以内に入会する場合、退会者の既納会費をもって重複する期間について充当するものとする。

第3節 本クラブ定款第13条第8節に規定された退会者は、退会時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、新たに入会申込をすることができる。
その際、理事会での承認の上、2度目の入会金を納めることを要しない。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

第8条 委員会

第1節 会長は、自らの就任年度の各委員会の任務を定めるものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は適切なRI資料を参照し、五大奉仕部門を考慮に入れることとする。各委員会は、年度の初めに設定された、明確な目標、行動、計画の下に、年度中その実施に当たり、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。

■クラブ奉仕委員会

この委員会は五大奉仕の第一部門であり、本クラブの機能を充実させるために、クラブ奉仕に関する事柄において指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

この委員会は、以下の委員会の委員長によって構成されるものとする。

＜会員増強委員会＞

この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものとする。

＜職業分類委員会＞

この委員会は、地域社会の職業分類調査を行い、職業分類の原則を適用し職業分類表を作成するものとする。

＜会員選考委員会＞

この委員会は、会員に推薦されたすべての者の、人格、職業上及び社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、委員会の決定を理事会に報告するものとする。

＜ロータリー情報委員会＞

この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、目的、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年

間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。この委員会の委員は、3名の会長経験者をもって構成され委員の任期は3年とする。

＜プログラム委員会＞

この委員会は、例会におよび臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配するものとする。

＜例会委員会(S. A. A.)＞

この委員会は、毎回の例会開催に当たり、会場の設営及び食事の手配等を行い、例会が円滑に行われるよう準備を行うものとする。

＜出席委員会＞

この委員会は、例会への出席と、例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知し、出席を良くするための奨励策を講じ、出席不良の原因となる諸事情を除去することに努めるものとする。

＜親睦活動委員会＞

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

＜会報委員会＞

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、及び世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝えるべく努めるものとする。

＜雑誌委員会＞

この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない購読者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

＜公共イメージ向上委員会＞

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブのプロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものとする。

＜IT委員会＞

この委員会は、会員同士、会員と事務局、地区、分区その他とのコミュニケーション手段の一つとしてITの活用を推進するものとし、ホームページを管理し、その有効利用を促進する。

■職業奉仕委員会

この委員会は五大奉仕の第二部門であり、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般的水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

■社会奉仕委員会

この委員会は五大奉仕の第三部門であり、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

■青少年奉仕委員会

この委員会は五大奉仕の第五部門であり、本クラブの会員が、青少年の健全育成と非行防止に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

■国際奉仕委員会

この委員会は五大奉仕の第四部門であり、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

■ロータリー財団委員会

この委員会は、ロータリー財団に対する理解と認識を深める情報を提供し、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものとする。

■米山委員会

この委員会は、財団法人米山奨学会に対する理解と認識を深める情報を提供し、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものとする。

第2節 必要に応じて、その他の委員会を任命できる。

第3節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つものとする。

第4節 理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。会長または理事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

第5節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を担い、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第9条 財務

第1節 各会計年度に先立ち、理事会は収支予算を作成するものとする。

第2節 会計は、クラブ資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つに分け、理事会によって指定された金融機関に預金するものとする。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節 すべての財務処理は、毎年、有資格者により徹底した監査が行われるものとする。

第5節 クラブの年次財務報告をクラブ会員に配布するものとする。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第10条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの会員が、候補者の氏名を理事会に提出するものとする。他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者としての推薦を受けることができる。この推薦は、理事会から別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

第2節 理事会は、候補者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、幹事を通じて推薦者にその決定を通知するものとする。

第4節 理事会が入会を承認した場合、候補者は、クラブに入会するよう招かれ、ロータリーと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名と本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾するよう求められる。

第5節 クラブが入会見込者の通知を受けてから7日以内に、理由を付記した書面による異議が、どの会員からも理事会に提出されなかった場合、この入会見込者は、入会金を納めた上、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議が提出された場合、クラブは、次の会合において、この件について票決を行うものとする。異議があつたにもかかわらず、入会が承認された場合、被推薦者は、入会金を納めた後、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員を委員会に配属する。

第7節 クラブは、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第11条 出席規定

第1節 本クラブの例会欠席の場合のメイクアップ期間は、本クラブ定款の規定に関わらず、その例会の前後30日以内と定め、本クラブ内規に定める1年間の皆出席の算出に用いる。

第2節 年度末にガバナーに報告する最終出席率を算出する際のメイクアップ期間は、本クラブ定款の規定に沿って算出する。

第3節 その他の出席規定は本クラブ定款の規定に従うものとする。

第12条 決議

本クラブをある立場または決定に拘束するようないかなる決議または提案も、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。決議や提案がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付すことなく理事会に付託するものとする。

第13条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。このような細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。

付 則

本細則は、平成21年 5月12日より改正実施する。
本細則は、平成23年11月 1日より改正実施する。
本細則は、平成26年 7月 8日より改正実施する。
本細則は、平成27年 2月24日より改正実施する。
本細則は、平成29年 6月20日より改正実施する。
本細則は、平成30年12月11日より改正実施する。
本細則は、令和元年 6月18日より改正実施する。
本細則は、令和元年 8月20日より改正実施する。
本細則は、令和 3年 4月 6日より改正実施する。
本細則は、令和 5年 6月 20日より改正実施する。
本細則は、令和 6年 8月 20日より改正実施する。

